

静岡県告示第157号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年3月7日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名5F－EDMB－PICA、5F－EDMB－2201）	令和4年3月8日
2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサン－1－オン及びその塩類（通称名Methoxpropamine、MXPr）	令和4年3月8日
2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類（通称名Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene）	令和4年3月8日
1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類（通称名α-D2PV、A-D2PV）	令和4年3月8日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。